

(教育常任委員会)

維新 中川 (誠) 委員 ⑨ [高校生の二輪車交通安全教育と校則]

問 1 令和5年2月の我が会派の代表質問において、「今後、府教育庁として、民間団体と連携した取組みを拡げていくことなどにより、各学校が地域の実情に応じて、効果的な交通安全教育を実施できるよう働きかけてまいります。」と教育長に答弁いただいた。

具体的に民間団体と連携した取組みとはどのようなことを考えているのか、保健体育課長に伺う。

(保健体育課長)

- 府教育庁では、毎年、10月頃に、交通安全に係る課題の解決に向け、教職員の資質や指導力の向上を図るため、民間団体・警察等と連携し、府内各校園の交通安全担当の教職員を対象として研修を実施しているところ。
- この研修では、事故状況などを含め、交通安全教育に関する最新の情報が得られる機会になっているとの声を聞いている。
- 次年度は改正道路交通法の施行が予定されていることから、この教職員向けの研修においても、電動キックボード等も踏まえた二輪車の内容を取り上げる必要があると考えている。各学校における交通安全のための取組みが効果的に行われるよう、最新の知見や専門的な知識を持つ民間団体等を講師に招くなど、民間団体と連携した取組みを実施していく。

問2 続いて原付等の免許取得に係る校則について伺う。

原付や自動二輪の運転免許については、法令上16歳から取得が可能と定められている。一方で、本会議における我が会派からの指摘において、府立高校の中には原付等での登下校の乗車に加えて、取得そのものに制限をしている学校があることがわかった。さらにこの件については昨年10月の教育常任委員会においては、取得そのものを原則禁止としている学校が27校あることも明らかになった。その際、教育長からは、法令と矛盾するような規制の継続については、再点検が必要であるといった趣旨の答弁をいただいたところ。

改めて、全日制高校27校の現状について伺う。

(高等学校課長)

- 原付等の免許取得を含め校則については、生徒の意見を受け止め、守るべきもの、努力目標というべきもの、生徒の自主性に任せてよいものなどに整理し、各学校の実情に応じて適切に点検や見直しを行うよう、府立高校の校長に対して毎年指示しているところ。
- 委員お示しの原付等の免許取得を原則として禁止している27校に確認したところ、現時点で次年度からの見直しに着手している学校は13校であった。
- 残りの14校に対しては、例えば生徒会やPTAはもとより、学校運営協議会の意見を聞くなどして早期の見直し等をするよう指導している。

問3 現状については分かった。見直しができていない学校が14校であるということだが、私は、昨年10月に教育長から再点検が必要であるとの答弁をいただいたことは、非常に重いものと感じている。それぞれに対して指導しているとのことだが、教育庁の指示や議会の指摘について、各校の校長はどのように受け止めているのか疑問である。この状況についてどう考えているか伺う。

(高等学校課長)

- ご指摘の14校に対し、改めて個別に連絡をしたところ、再点検の必要性については十分に理解しており、次年度以降見直しの検討が進むものと認識している。

- 府教育庁としては、各校が具体的な見直しを早期に着手できるよう指導していく。